

平成22年度福祉・介護人材の処遇改善事業助成金の実績報告について

京都府健康福祉部障害者支援課

平成22年度分の福祉・介護人材の処遇改善助成金の実績報告について、下記の事項に御留意の上、期限までに提出してください。

なお、助成金算定のベースが補助金である事業所（精神障害者社会復帰施設、福祉工場、小規模通所授産施設、重症心身障害児（者）通園事業等）は、別途実績報告書を提出いただきますので今回の取扱いの対象とはなりません。

記

1 提出書類

- (1) 福祉・介護職員処遇改善実績報告書 (別紙様式5)
- (2) 福祉・介護職員処遇改善実績報告書（都道府県内事業所等一覧表）
(別紙様式5（添付書類1）)
- (3) 福祉・介護職員処遇改善実績報告書（都道府県状況一覧表）
(別紙様式5（添付書類2）)
- (4) 積算の根拠となる資料 (参考様式 様式5（添付書類3）（総括表）)
又は（任意の様式）
- (5) 福祉・介護職員の処遇改善助成金返還事務確認票 (別添様式)

※ (2)、(3)及び(5)は、該当がある場合のみ提出してください。

※ (4)は、参考様式を示しますので、必要に応じて活用してください。ただし、参考様式の附表は、積算基礎の参考として示すものであり、作成を義務づけるものでなく、提出の必要もありません。提出するのは総括表のみで構いません。

なお、事業者の負担軽減のため、任意の様式で差し支えないこととされています。任意の様式とされる場合は、参考様式の総括表に準じたものとしてください。

2 提出方法及び提出部数

- (1) 原則として、郵送とします。下記へ1部送付してください。

郵送の提出先は、申請書の提出先（京都府庁（障害者支援課）又は京都府保健所）と同じです。府保健所に提出の場合は、2部提出してください。

京都府庁（障害者支援課）の送付先

送付先 〒602-8570（住所記載不要）

京都府健康福祉部障害者支援課

封筒に、「福祉・介護職員処遇改善実績報告書在中」と朱書してください。

- (2) 受け取った助成金が実際に支払った賃金改善額を上回る（助成金余剰額が発生）ことにより、返還が見込まれる場合は、持参してください。

持参の場合の提出先も、申請書の提出先（京都府庁（障害者支援課）又は京都府保健所）と同じです。府保健所に提出の場合は、2部提出してください。

3 提出期限

- (1) 平成23年1月サービス提供分（23年3月支払）まで交付を受けられる場合

平成23年5月31日（火）

- (2) (1)以外（年度途中の廃止等）の場合

助成金の最終交付の翌々月の末日（例えば、22年12月31日廃止の場合は、23年2月が最終交付のため、23年4月30日）が提出期限となります。期限を過ぎている場合は、できる限り早く提出してください。

4 留意事項

- (1) 助成金が余剰となる場合は、実績報告書の点検後、京都府から別途送付する納入通知により余剰額を返還してください。

- (2) 以下の場合、助成金全額の返還を求めることがありますので注意してください。

- ・期限までに実績報告書を提出されない場合
- ・虚偽又は不正の手段により本交付金を受給した場合

- (3) 本助成金は、福祉・介護職員の賃金改善に要する費用以外の費用に充ててはならないとされていますので、適正な執行及び報告をお願いします。

- (4) 賃金改善実施期間について、以下の点に注意してください。

- ・平成22年度助成金の受給月数と同じ月数であること
- ・平成22年2月から平成23年4月までの間で、連続した期間であること
- ・平成21年度実績報告に記載した賃金改善実施期間と重複がないこと

※ 平成22年度処遇改善計画書から賃金改善実施期間を変更した場合は、その旨を実績報告書（別紙様式5）に明記してください（記載例参考）。